

平成30年度 総務部事業計画

1. 基本方針

総務部において、昨年度からの引き続いての重要な取り組むべき案件は、オンライン申請資格者代理人方式によるオンライン申請と相続登記未了の不動産について相続登記促進に関することである。

平成29年度においてはオンライン申請の普及に関して、水戸地方法務局管内に限っての登記原因証明情報の補正を可能としたことが大きな進展だったが、オンライン申請をさらに進めるため、法務局と連携を深めていきたい。

また、相続登記促進に関しては、法務局との連携による市町村へのアピール、法定相続情報証明制度など、相続登記制度に関する諸制度の変化などについて、今後も積極的に情報収集に努めたい。

今、各種報道においては、AIの活用について情報が氾濫している。司法書士制度が今後どのように推移していくかは分からないが、我々司法書士もその大波に晒されていく可能性は否定できない。

総務部においてどのように対処していくかは、以前からの重要課題であり、会員には逐一情報提供できるよう以前に引き続き体制を整えていきたい。

ところで、近年、司法書士に対する苦情が増えてきている。決して非違行為があるわけではないのに、些細なことでの苦情が後を絶たない。総務部としても、そのような苦情に適切に対応していきたい。

さらに、司法書士制度が更なる発展を遂げるためには、業務の専門性に一層の磨きをかけることはもとより、高い倫理性の維持・向上を図ることが不可欠であり、一人一人の司法書士が、その責務を自覚し、適正かつ信頼性の高い執務を提供していく必要がある。

以上のようなことに適正な対処が出来るよう、総務部においても以前に引き続き課題として取り組みたい。

2. 事業項目

- (1) 総会の機能充実等組織の強化、関連団体との連携強化
- (2) 職業倫理の確立
- (3) 綱紀事案に対する司法書士会の機能強化への対応
- (4) 司法書士法改正への対応
- (5) 家事事件における司法書士関与の推進
- (6) 東日本大震災に対する復興支援の継続
- (7) 法定相続情報証明制度への対応
- (8) 公共嘱託登記司法書士協会との連携強化
- (9) 民事法改正への対応
- (10) 財産管理業務等への対応
- (11) 非司法書士への対応
- (12) オンライン登記申請の推進
- (13) 司法書士総合相談センター茨城、茨城司法書士会調停センター事業の推進
- (14) 司法書士業務に関する情報提供
- (15) 茨城司法書士会館の維持管理、修繕
- (16) 苦情申立等への対応
- (17) その他総務部に属する事業